

建設業における原子力損害賠償額算定のあり方

— 特に営業損害について —

平成23年10月31日

財団法人建設業振興基金 建設業経理研究会

序　言

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故により多くの損害が発生しており、文部科学省に設置する「原子力損害賠償紛争審査会」は8月5日「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」という。）を公表し、賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型を示している。また、東京電力株式会社は中間指針を受け、9月21日に「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による法人および個人事業主の方々が被った損害に対する本賠償について」をプレスリリースし、その中で「法人および個人事業主の方に関する主な損害項目における賠償基準の概要」（以下、「東電基準」という。）を公表し、具体的な賠償基準を示したところである。

中間指針や東電基準は業種を限定することなく、全産業に幅広く適用することを想定して構成されているため、これを特定の業種に適用する場合には、実務において混乱を生ずることも考えられる。

建設業の会計・経営問題を幅広く調査研究してきた「建設業経理研究会」においては、この問題に着目し、中間指針等における特に「営業損害」について、会計的基盤により中立的な立場で検討を重ね、建設業に適用する場合の留意事項等を取りまとめた。

I. 営業損害に関する一般的指針

1 中間指針（平成23年8月5日）

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による損害額算定に当たり文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が公表した中間指針における営業損害の記載は、次のとおりである（第3【損害項目】7）。

（指針）

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

II) また、I)の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、I)の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考）

1) 避難指示等があつたことにより、自己又は従業員等が対象区域からの避難等を余儀なくされ、又は、車両や商品等の同区域内への出入りに支障を來したことなどにより、同区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、その事業に支障が生じた場合には、当該事業に係る営業損害は賠償すべき損害と認められる。

対象となる事業は、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る。

また、上記事業の支障により生じた商品や営業資産の廃棄、返品費用、商品調達等費用の増加、従業員に係る追加的な経費など、あるいは、このような事態を避けるために、当該事業者が対象区域内から同区域外に事業拠点を移転させた費用や、事業に必要な営業資産等（家畜等を含む。）を搬出した費用など

の追加的費用についても、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2) I)の「収益」には、売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば、農業における戸別所得補償交付金、医療事業における診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる。

3) また、例えば、事業者が本件事故により負担を免れた賃料や従業員の給料等を逸失利益から控除しなかった場合には、事業者は実際に負担しなかった販売費及び一般管理費分についても賠償を受けることになってしまい妥当ではないと考えられることから、I)の「費用」には、売上原価のほか販売費及び一般管理費も含まれる。

4) 将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、当該費用は本件事故によっても負担を免れなかったとしてこれを控除せずに減収分（損害額）を算定するのが相当である。

5) I)の「減収分」の記述は、第一次指針第3の5I)の「減収分」の記述と異なるが、これは意味を明確化するために修正を加えたものであり、実質的な内容は異ならない。

6) なお、避難指示等の前に本件事故により生じた営業損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故日以降の営業損害が賠償すべき損害と認められる。

7) 営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。

8) 倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる。

9) 既に対象区域内の拠点を閉鎖し、事業拠点を移転又は転業した場合（一時的な移転又は転業を含む。）は、営業資産の減価分、事業拠点の移転又は転業に至るまでの期間における逸失利益、事業拠点の移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分及びII)に掲げる移転に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる。

10) 8)の「倒産・廃業した場合」及び9)の「移転又は転業した場合」に逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別の考慮をすることとする。

2 東電基準（平成23年9月21日）

中間指針の公表を受け、東京電力株式会社では、営業損害の賠償基準を公表した。そのうち法人及び個人事業主に係る具体的な計算方法は、以下のとおりである。

避難指示等に伴う減収分（逸失利益）+追加的費用

○避難指示等に伴う減収分（逸失利益）

- 逸失利益 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費 - 給料賃金・地代家賃) × 減収率

※1 「避難等対象区域」内の事業所分をお支払い

※2 実際にご請求対象期間内において給料賃金、地代家賃を支払われている場合には、実費を加算してお支払いさせていただきます。

※3 減収率 = (過年度の同期間における売上高 - ご請求対象期間における売上高) ÷ 過年度の同期間における売上高

○追加的費用

- 実費をお支払い

放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等

II. 対象区域、対象者等の適用要件

中間指針では、「対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者」が、「避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合」に、「その減収分が賠償すべき損害」であることを規定している。よって、これを建設業にあてはめると以下のとおりと解される。

《対象区域》

- (1) 避難区域
- (2) 屋内避難区域
- (3) 計画的避難区域
- (4) 緊急時避難準備区域
- (5) 特定避難勧奨地点
- (6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

(中間指針 第3 「対象区域」 参照)

《対象者》

- (1) 対象区域内において本店・営業所等を有して継続的な営業活動をしていた事業者
- (2) 対象区域内において事故当時現に建設工事を受注していた事業者（対象区域内に工事契約の実態があった者）
- (3) 対象区域内において建設工事を受注する蓋然性を有していた事業者（過去3年程度において対象区域内で工事契約の実績があった者）

《対象となる条件》

避難指示等に伴い、営業が不能になったり取引が減少するなど、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合

《賠償される損害額》

減収となった金額（逸失利益）及び追加的費用

III. 経常的な営業活動における逸失利益の計算

1 基本的な計算方式

中間指針では、営業損害の対象となる逸失利益について、事故がなければ得られたであろう収益から事故がなければ負担していたであろう費用を控除して算定することとしており、実際に獲得した収益及び実際に負担した費用があれば、これを調整することとしている。

一般的には、過去の決算数値を基礎として逸失利益を計上するが多く、東電基準においてもこの方法を採用している。東電基準における具体的な算定方式は、粗利をもとに、これに売上原価中の固定費を加算、経費中の変動費並びに給料賃金・地代家賃を控除することにより逸失利益を計算することとしている。給料賃金・地代家賃が逸失利益計算に当たり控除されるが、これについては実費相当額が別途支払われることとなっている。以上により、中間指針と東電基準における逸失利益の計算においては、基本的に同じ考え方のもとにあると言える。

《中間指針の逸失利益》

$$\text{逸失利益} = (\text{事故がなければ得られたであろう収益} - \text{実際に得られた収益}) \\ - (\text{事故がなければ負担していたであろう費用} - \text{実際に負担した費用})$$

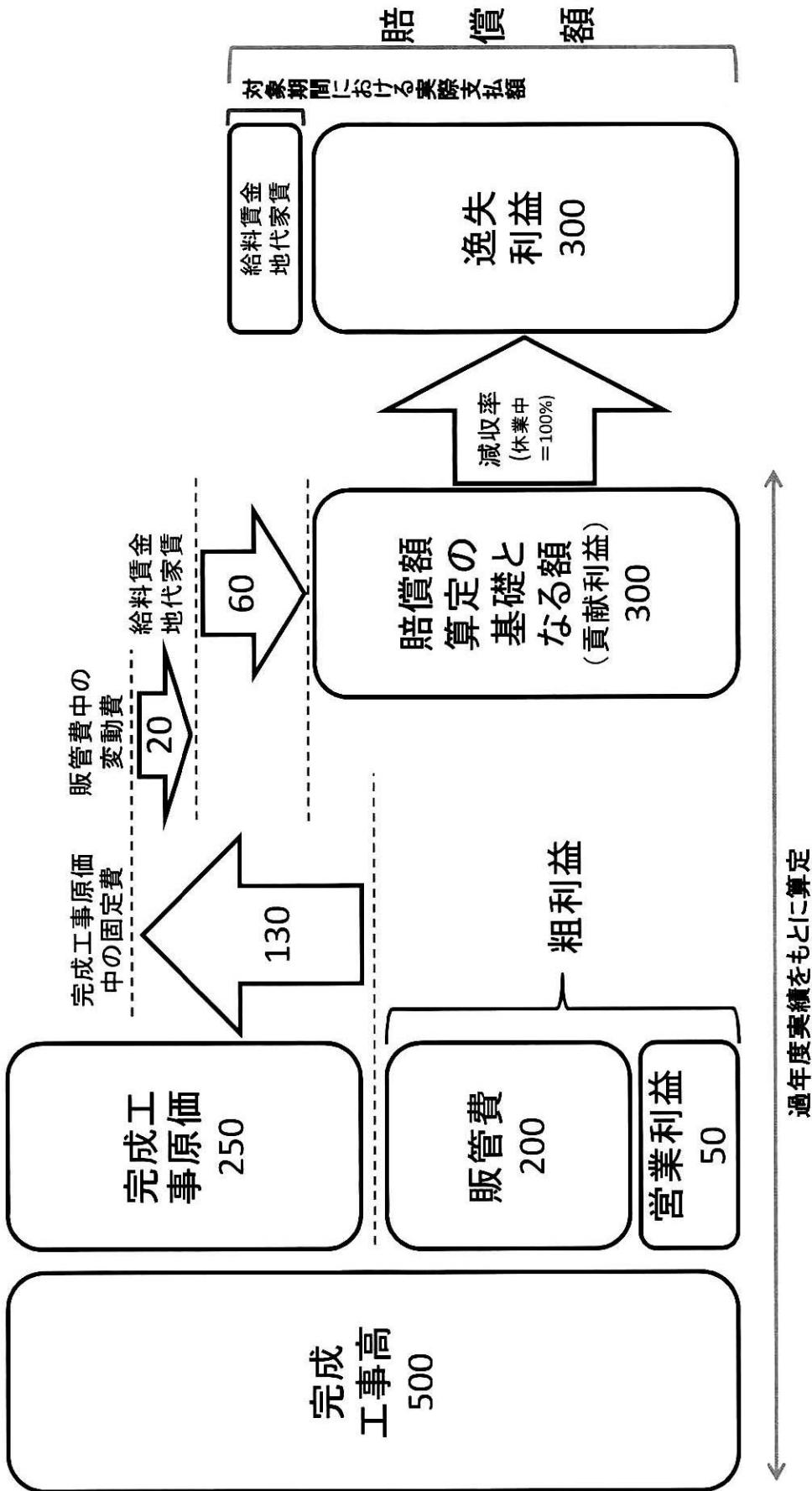
《東電基準の逸失利益》

$$\text{逸失利益} = (\text{粗利} + \text{売上原価中の固定費} - \text{経費中の変動費} - \text{給料賃金} \cdot \text{地代家賃}) \times \text{減収率}$$

※ 給料賃金・地代家賃は別途実費支給

逸失利益・賠償額の算定方法(建設業の例)※東京電力公表資料をもとに(財)建設業振興基金が作成

計算式： 逸失利益 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) × 賠償率



2 算定の基礎となる対象期間

一般的には、過去3カ年程度の実績に基づき逸失利益を計算することが合理的であり、直近の決算データや3カ年平均等の方法が考えられる。なお、建設業における売上高である完工工事高の計上は、特に中小企業においては請け負っている工事の完成に伴い行われる工事完成基準が多く用いられており、この基準によると年度ごとの変動が大きい傾向にある。よって、逸失利益の計算において過去3カ年の最大値を用いることにも一定の合理性があると考えられる。

また、月ごとの変動も大きいことに鑑みると、請求対象期間との関係から、年度決算データを月割りにするなど、基準となる決算データと請求対象期間のデータに整合性を持たせる必要がある。

3 粗利の計算

東電基準は、逸失利益の計算の基本を粗利に置いている。粗利とは会計上の概念では売上総利益であり、建設業の場合においては次の算式のごとく完工工事高から完工工事原価を控除することにより算出される。

$$\text{粗利} = \text{完工工事高} - \text{完工工事原価}$$

$$※ \text{ 完工工事原価} = \text{材料費} + \text{労務費} + \text{外注費} + \text{経費}$$

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）においては、損益計算書の附表として「完工工事原価報告書」を規定し、法人であるすべての建設業者が作成することを求めている。完工工事原価報告書は、完工工事原価の内訳である材料費、労務費、外注費、経費の各金額を開示するための様式であり、材料費等の定義は、関連する告示において定められている。

《建設業法施行規則に定める完工工事原価の様式》

完工工事原価報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名)

千円

I	材料費	× × ×
II	労務費	× × ×
	(うち労務外注費)	× ×)
III	外注費	× × ×
IV	経 費	× × ×
	(うち人件費)	× ×)
	完工工事原価	<u>× × ×</u>

《国土交通省告示に定める工事原価の定義》

材料費…工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定か

ら振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）

労務費…工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等
工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。

（うち労務外注費）…労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額

外注費…工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。

経 費…完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等のもの

（うち人件費）…経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

なお、建設業者が兼業を営んでいる場合には、兼業事業の粗利を建設業の粗利に加算する。

《建設業法施行規則に定める損益計算書の様式（抜粋）》

損 益 計 算 書

自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日

（会社名）

千円

I	売上高			
	完成工事高	× × ×		
II	兼業事業売上高	× × ×		× × ×
		<u> </u>		
I	売上原価			
	完成工事原価	× × ×		
II	兼業事業売上原価	× × ×		× × ×
		<u> </u>		
I	売上総利益			
	完成工事総利益	× × ×		
II	兼業事業総利益	× × ×		× × ×
		<u> </u>		

4 完成工事原価と変動費・固定費の関係

建設業における売上原価は完成工事原価であり、特定の工事契約の完成工事原価は、当該工事契約のためだけに調達・消費される原価である工事直接費と、当該工事契約を含む複数の工事契約に関係して発生する原価である工事間接費のう

ち、当該工事契約へ配賦される額から構成される。このうち工事直接費は一般的な製造業における変動費的な性質を有しており、また工事間接費は一般的な製造業における固定費的な性質を有していると言える。従って、東電基準にいう変動費及び固定費の意味は、建設業においては工事直接費を変動費と、工事間接費を固定費と基本的には理解することが適当であると考える。

以上の理解を踏まえ、建設業における原価要素を工事直接費（≒変動費）と工事間接費（≒固定費）とに区分する基本的な解釈は、次のとおりと考えられる。

ア 材料費

材料費については、原則として工事直接費である。ただし、国土交通省告示では仮設材料の損耗額等を含むと定義されているため、仮設材料、移動性仮設建物等（特定の工事契約のためだけにリースしているものを除く。）の損耗額は、工事間接費と解釈することが適当である。

なお、特定の工事契約のために調達した材料の未使用分で、被曝等によりその資産価値が下落しているものの損害賠償については、財物価値の喪失又は減少等として取り扱うことが適当である。

イ 労務費

特定の工事契約のために雇用又は調達された現場作業員に係る賃金等については、工事直接費である。一方、特定の工事契約ではなく、継続的な雇用契約に基づき常時雇用されており、かつ、賃金等の支給形態が月給等定額の方法により支払われている現場作業員に係る賃金等については、工事間接費と考えることが適当である。

ウ 外注費

外注費については、原則として工事直接費である。

エ 経費

経費については、工事直接費の性質を有するものと工事間接費の性質を有するものとが混在している。上記定義において例示されている項目についても、各々の実際の性質を検証しなければ正確に分類することは困難であるが、一般的には次のような区分が考えられる。

（工事直接費に該当するもの）

当該工事のために費消される動力用水光熱費、設計費、補償費など

（工事間接費に該当するもの）

人件費（従業員給料手当、退職金、法定福利費など）、機械等経費に含まれる減価償却費など

5 粗利に加算される固定費（工事間接費）

上記4の分類を踏まえ、粗利に加算すべき固定費には、次のものが該当する。

- ・材料費のうち仮設材料、移動性仮設建物等の損耗額
- ・労務費のうち月給等定額で支給される労務者の賃金
- ・経費のうち減価償却費、従業員給料手当、退職金、法定福利費など

なお、特定の工事契約のためにリースしている建設重機械等に係るリース料のうち、本件事故等によって使用が不能となっているにもかかわらずリース契約に基づいて支払いを免れないものについては、粗利に加算すべき固定費ないし追加的費用として取り扱うことが適当である。

6 販売費及び一般管理費の内容と区分

建設業法施行規則に規定する建設業者の損益計算書においては、「販売費及び一般管理費」を次の項目に分類して開示することとしている。

表示科目	定義
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なもの除去。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用

貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所得税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

一般的な製品販売においては、販売費及び一般管理費の中に売上高に比例して発生する営業費が存在している。建設業においても受注を獲得するための活動に要した費用が営業費に該当するが、このうち受注が成立した工事契約に關係する営業活動費は、一般的には工事原価として処理され（法人税基本通達 2-2-5）、受注獲得に至らなかった営業活動費は、販売費及び一般管理費として処理されることが多い。従って、建設業における販売費及び一般管理費は、概ね固定費としての性質を有していると考えられる。

ただし、中間指針では、「事故により免れた費用」を控除して逸失利益を計算することとしている。その趣旨に照らすと、営業量の増減に応じて総額において比例的に増減するかどうかを基準として変動費と固定費とに区分するよりも、営業を縮小したり停止したりすることで発生を回避できるかどうかを基準として回避可能費と回避不能費とに区分する方が逸失利益の計算には有用である。

7 粗利から控除される販売費及び一般管理費中の変動費

前述のごとく、建設業における販売費及び一般管理費は回避不能費（いわゆる固定費）とみなされるものが大宗であるが、その中には営業の縮小や停止により発生を回避できる回避可能費（いわゆる変動費）が含まれていることもある。

一方、東電基準の逸失利益計算においては、販売費及び一般管理費中の変動費を控除するため、実質的には回避可能費を控除することとなる。

上の考察により、建設業における販売費及び一般管理費で次のような費用（本

件事故により負担を免れたものに限る。) があれば、これを控除すべき「変動費」(より正確には「回避可能費」) と解釈することが適当である。

ア 工事契約を獲得するための広告宣伝費、交際費等

イ 営業所等の活動のために要されていた事務用品費、通信費、動力用水光熱費等

8 給料賃金・地代家賃

給料賃金・地代家賃については、対象期間における実際支払額が賠償されることとなっている。よって、過去の決算データをもとに算定される逸失利益の計算に当たっては、給料賃金・地代家賃を差し引くことが求められる。建設業においては、次の項目が該当すると考えられる。

- ・役員報酬
- ・従業員給料手当
- ・退職金
- ・地代家賃

9 減収率の計算

減収率については、以下の算式にて計算する。

$$\text{減収率} = \frac{\text{過年度における請求対象期間と同じ期間の完成工事高} - \text{請求対象期間の完成工事高}}{\text{過年度における請求対象期間と同じ期間の完成工事高}}$$

過年度における請求対象期間と同じ期間の完成工事高については、過年度の完成工事高総額を12で除して、月間平均完成工事高を算出し、この金額に請求対象期間の月数を乗ずることで求められる。

また、請求対象期間の完成工事高については、例えば転業等の結果として、建設業以外の業態から生ずる売上高がある場合には、この金額も含まれることに留意する必要がある。

IV. 対象区域内において、事故当時現に建設工事を受注していた者の逸失利益

中間指針では、対象区域内の財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきである（中間指針第3 10. 財物価値の喪失又は減少等）とされている。事故当時、対象区域内に存在していた工事契約に関する未成工事支出金（製造業の仕掛品に相当）については、これに対応する収益の金額が確定していたこと及び本件事故がなければその収益の実現可能性が極めて高かったこと等の事情を踏まえると、営業損害として取り扱うことが適切であると考えられる。

なお、逸失利益の計算に当たっては、次のいずれかの方法によることとなる。

1 当該工事契約の状況に関わらず、包括的に逸失利益を算定する方法

当該工事契約の状況に関わらず、東電基準により、過去の決算データをもとにして営業損害である逸失利益の金額を包括的に算定する。

2 当該工事契約の状況を踏まえ、個別に逸失利益を算定する方法

対象区域内における過年度の実績がないため東電基準では逸失利益を求めることができない場合や、当該工事契約が過年度の工事契約と比較して著しく大規模なものであるため1の方法では逸失利益が過小に評価される場合などは、当該工事契約の状況を踏まえ、逸失利益を算定することが考えられる。この場合には、中間指針の逸失利益の算定方式である「(事故がなければ得られたであろう収益－実際に得られた収益) – (事故がなければ負担していたであろう費用－実際に負担した費用)」を用いることとなり、これを当該工事契約に当てはめると、次の計算式になる。

$$\text{逸失利益} = (\text{当該工事契約における契約金額} - \text{当該工事契約において実際に得られた金額}) - (\text{当該工事契約における実行予算等に基づいた見積総工事原価} - \text{当該工事契約において実際に負担した工事原価})$$

以上のとおり逸失利益を算定するが、1の方法によった場合には、当該工事契約の個別の事情を踏まえ、未成工事支出金に対して財物価値の喪失又は減少等が認められることもあると考えられる。

V. 対象区域内において、建設工事を受注する蓋然性を有していた者の逸失利益

事故当時、対象区域内に本店・営業所や施工現場が存在していなくとも、過去3カ年程度において、対象区域内の施工現場から発生する収益額が全体の収益額の一定程度を占めている場合など、対象区域内で継続的に営業活動を行っていた場合には、営業損害として逸失利益を算定することとなる。

逸失利益の算定方法については、「III. 経常的な営業活動における逸失利益の計算」と同様である。

VI. その他の留意事項

1 追加的費用

事業に支障が生じたために負担した費用、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた費用、避難指示等の解除後も事業の支障により生じた減収分は、追加的費用として認められる。追加的費用については、必要かつ合理的な範囲で、逸失利益に加えて賠償されるべき損害と認められる。

追加的費用の具体例は、次のとおりである。

- ・従業員に係る追加的な経費（通勤費増加分、借上げ住居費用など）
- ・商品や営業資産の廃棄費用
- ・事業拠点の移転費用
- ・営業資産の移動・保管費用
- ・機械等設備の復旧費用
- ・除染費用
- ・リース契約における買取請求に基づいて被曝した資産を買い取った費用
- ・移転に伴い新たな資材調達先を構築するために必要となった費用
- ・避難指示等区域に重機や車両等を置き去りにしたため別に調達した費用
- ・避難指示等区域を迂回するための費用増加分
- ・事故によりやむなく金融機関から受けた融資に係る金利

（中間指針に関するQ&A集 参照）

2 財物価値の喪失又は減少等

対象区域内に存在する棚卸資産、固定資産等のうち財物価値の喪失又は減少等が認められるものがある場合には、損害賠償の適用対象となることが考えられる。財物価値の喪失又は減少等については、現在のところ東電基準が明示されていないため、別途検討することとする。

財団法人建設業振興基金 建設業経理研究会
損害査定研究部会 委員名簿

尾畠 裕	一橋大学大学院 教授 日本原価計算研究学会 常任理事
近田典行	埼玉大学 教授 企業会計基準委員会 工事契約専門委員会専門委員
◎ 東海幹夫	青山学院大学 教授 建設産業経理研究所 所長
濱本道正	横浜国立大学大学院 教授 日本会計研究学会 評議員
平松一夫	関西学院大学 教授 日本会計研究学会 会長
弥永真生	筑波大学 教授 企業会計基準委員会 委員
若松昭司	公認会計士 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー

◎は座長

(五十音順、敬称略)